

障がい福祉人材奨学金返還補助金

燕市の障がい福祉サービス事業所等で働く方へ奨学金の返還を補助します！

令和7年4月以降、**初めて**燕市内の障がい福祉サービス事業所等へ常勤職員として就職する方に対し、就学時に借り入れた奨学金返還分の一部を補助します。

補助額

月額2万円・年額24万円（上限）

補助期間

最長10年間（燕市で働いている期間に限定されます）

※法人内の介護施設等に異動した場合も補助を継続することができます。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①奨学金を利用して大学、専門学校等を卒業し、令和7年4月以降に**初めて**燕市内の障がい福祉サービス事業所等に勤務する方
- ②常勤職員として勤務する方
- ③自ら奨学金を返還している方
- ④類似の補助制度を受けていない方

医療・福祉系の学校
以外でもOK！！
職種は問いません

申請方法

申請書および雇用証明書、勤務経歴申告書に記入し（雇用証明書は法人代表者の記入・押印が必要）、奨学金の貸与を証明する書類を添付の上、社会福祉課障がい福祉係の窓口または郵送で提出してください。

支払方法

一括・分割（年3回）が選べます



詳しくはホームページ、もしくは
問合せ先へお気軽にご連絡ください

燕市
ホームページ



問合せ先

燕市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係（1階22番～23番窓口）

TEL : 0256-77-8172

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地

補助金申請・交付の流れ

- ①申請書、②雇用証明書（法人代表者の記入・押印が必要）、③勤務経歴申告書、
④奨学金を借り受けていることを証明する書類 を市へ提出

※補助金交付は、申請した月からです。遡っての交付はできませんのでご注意ください！！

令和7年度に限り、令和7年12月までに申請した場合、遡りが可能です！

市は審査を行い、対象者へ「交付決定通知」を送付

【一括交付の場合】

4月～翌3月の返還後、下記の書類を4月20日までに提出

- ①補助金請求書
- ②雇用証明書
- ③奨学金の返還を証明する書類
(交付決定者本人名義の通帳の写し等)
- ④実績報告書

5月下旬までに一括交付

【分割交付の場合】

第1期（4月～7月）の返還後、下記の書類を8月20日までに提出

- ①補助金請求書
- ②雇用証明書
- ③奨学金の返還を証明する書類
(交付決定者本人名義の通帳の写し等)

9月下旬までに第1期分交付

第2期（8月～11月）の返還後、下記の書類を12月20日までに提出

- ①補助金請求書
- ②雇用証明書
- ③奨学金の返還を証明する書類
(交付決定者本人名義の通帳の写し等)

1月下旬までに第2期分交付

第3期（12月～翌3月）の返還後、下記の書類を4月20日までに提出

- ①補助金請求書
- ②雇用証明書
- ③奨学金の返還を証明する書類
(交付決定者本人名義の通帳の写し等)
- ④実績報告書

5月下旬までに第3期分交付



【問合せ先】

燕市役所 健康福祉部
社会福祉課 障がい福祉係
電話：0256-77-8172（直通）